

広島県教育委員会教育長告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定を解除した。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島生活福祉専門学校

2 所在地 安芸郡海田町大正町二番二八号

二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目
看護基礎医学	看護基礎医学
基礎介護	基礎介護
社会福祉制度	社会福祉制度
社会福祉援助技術	社会福祉援助技術
社会福祉実習	社会福祉実習
社会福祉演習	社会福祉演習